

公益社団法人静岡県薬剤師会慶弔等 に関する規程

平成7年7月13日 制定
平成24年4月12日 一部改正
令和元年12月12日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）の会員の慶弔、負傷疾病療養及び天変地異災害（以下「慶弔等」という。）に対して意を表することに関し、必要な事項を定める。

(祝意)

第2条 祝意は、次の各号の一に該当する会員に対してこれを贈る。

- (1) 叙勲又は政府褒章を受けた者
- (2) 薬事功労による厚生労働大臣表彰又は静岡県条例による静岡県知事表彰を受けた者
- (3) 日本薬剤師会表彰（会賞、功労賞）を受けた者

2 祝意は、県薬会長名の祝電をもってこれを行う。

(弔意)

第3条 弔意は、次の各号の一に該当するものに対してこれを贈る。

- (1) 会員が逝去されたとき
- (2) 会員の配偶者、実（養）父母又は同居する義父母が逝去されたとき
- (3) 会員の1親等以内の扶養親族が逝去されたとき

2 弔意は、別表に定める弔意基準により県薬会長名をもってこれを行う。

(見舞)

第4条 負傷疾病により1箇月以上の療養期間を経過した会員に対しては、相当額の見舞金を支給することができる。

2 天変地異により甚大な被害・損害を受けた会員に対しては、別に定める基準により見舞金を支給する。

(手続)

第5条 県薬の定款第5条に規定する地域又は職域の薬剤師会（以下「地域・職域薬剤師会」）の会長は、第2条、第3条及び第4条の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合は、速やかに次の事項を県薬に通報するものとする。

- (1) 事態の内容、発生日時
- (2) 該当者の氏名、年齢及び住所
- (3) 葬儀等の日時、場所及び連絡先等
- (4) その他必要な事項

(実施)

第6条 第2条及び第3条に規定する慶弔の意は、その都度県薬の会長又は副会長、若しくは専務理事の決裁を経てこれを行う。

2 第4条に規定する見舞は、その都度理事会の議を経てこれを行う。

3 弔慰金又は見舞金は、当該会員が所属する地域・職域薬剤師会に立替支弁を依頼することができる

4 第5条に規定する通報が遅れ、意を表する時期を逸した場合は、県薬の会長又は副会長、若しくは専務理事の決裁を経て慶弔等の意の全部又は一部を省略することができる。

(委任)

第7条 慶弔等に関して、この規程に定めのない事項又は特別な配慮を必要とする事態が発生したときは、県薬の会長がこれを専決し、直近の理事会へ報告する。

(規程の制定及び改廃)

第8条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 社団法人静岡県薬剤師会役員等の慶弔などに関する規程（昭和55年10月9日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別表) 第3条第2項関係

慶 弔 基 準

対象区分		弔慰金	供花	弔電
県 薬 役 員	会 長	50,000円	1対	有
	副 会 長	30,000円	1対	有
	専 務 理 事	30,000円	1対	有
	常 務 理 事	30,000円	1対	有
	上記以外の理事	30,000円	1対	有
	監 事	30,000円	1対	有
県薬総会正副議長		30,000円	1対	有
地域・職域薬剤師会会長		30,000円	1対	有
元 県 薬 役 員		30,000円	1対	有
上記以外の一般会員		10,000円		有
会 員 の 配 偶 者		5,000円		有
会 員 の 両 親				有
1親等以内の扶養親族				有